

令和3年第6回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和3年6月10日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第6回農業委員会を招集した。

※コロナウイルスの影響により、審議案件に関係する委員のみの出席とする対応とした。

※審議案件に該当しない委員は出席を控えていただいた。(下記に「★」で記載)

※代表推進委員の出席も控えていただいた。(下記に「★」で記載)

2. 出席委員

【農業委員12名】

1番 藤原 浩俊 (★)	2番 樋口 好澄 (★)	3番 田中 政則
4番 森山 勝馬	5番 手嶋 和彦	6番 田中 睦美 (★)
7番 原野 道明	8番 森部 賢一	9番 武井 正道 (★)
10番 手島 博行	11番 手島 信行	12番 畑 和徳
13番 田中 武俊	14番 櫻木 朝喜	15番 穴見 義夫
16番 林 新吾 (★)	17番 樋口 博幸	18番 伊藤 猛
19番 後藤 干城		

【農地利用最適化推進委員】

20番 大山 源次 (★)	21番 浦塚 洋明 (★)	22番 坂田 稔 (★)
23番 金子 耕三 (★)		

(※20番から23番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地改良届出について
- ・報告第 3号 農地法第3条の規定による許可の取消願について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第 7号 非農地判断について
- ・議案第 8号 空き家に付属した農地の指定について
- ・議案第 9号 令和2年度活動計画の点検評価及び令和3年度活動計画の承認について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 後藤 干城
5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松尾 康年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	松田勝久
係長	松尾康年
事務吏員	水落ひかる
事務吏員	川波貴敬
事務吏員	岩切範宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課	農地管理係長	金子明
	農地管理係	柴山利夫

(開会 14:00)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和3年第6回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。審議に入ります前にご連絡いたします。本日の出席委員数は農業委員14名であります。会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。なお、新型コロナウイルスの影響により議案に関係する委員のみの出席としています。また、代表推進委員の出席も控えていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。議事録署名人に15番穴見委員、17番樋口委員を指名いたします。よろしくお願ひします。それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局

事務局

(水落) 議案朗読をもって説明。

5ページまで24件ございます。以上、報告いたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。報告番号1番から24番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

なければ、以上で報告第1号を終わります。

6ページをお開きください。次に、報告第2号「農地改良届出について」事務局の説明を求めます

事務局挙手

議 長

事務局

(川波) 議案朗読をもって説明。3件ございます。以上報告いたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。

審議番号1番について、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。

議長交代：会長 → 副会長

議 長

議長を交代しました。

それでは、報告番号1番について担当委員の説明を求めます。

19番後藤委員

19番挙手

議 長

19番後藤委員。

19番

(後藤委員) 報告番号1番について、説明いたします。

届出人の住所・氏名、届出物件については、議案書記載のとおりです。当該地は、隣接農地より低く、雨水が溜まり耕作できないため、地上げを行うものです。なお、土砂200㎡を使用し40cm地上げを行い段差を解消して利用するものです。排水については地下浸透及び自然流下です。作付予定は野菜類です。

議長 担当委員の説明は終わりました。
報告番号1番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、以上で報告番号1番を終わります。

議長を会長と交代します。

議長交代：副会長 → 会長

議長 議長を交代しました。

次に、報告番号2番について担当委員の説明を求めます。4番森山委員

4番挙手

議長 4番森山委員

4番 （森山委員）報告番号2番について、説明いたします。

届出人の住所・氏名、届出物件については、議案書記載のとおりです。当該地は、東側道路や北に隣接する農地より低く、雨水が流入して水はけが悪いため、地上げを行い水はけを良くするものです。なお、土砂260㎡を使用し、70cmの地上げを行うところです。排水については地下浸透と自然流下です。作付予定は野菜です。

議長 担当委員の説明は終わりました。

報告番号2番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、以上で報告番号2番を終わります。

次に、報告番号3番について担当委員の説明を求めます。3番田中委員

3番挙手

議長 3番田中委員

3番 （田中委員）報告番号3番について、説明いたします。

届出人の住所・氏名、届出物件については、議案書記載のとおりです。当該地は、毎年水害に遭うため地上げ行うものです。なお、土砂700㎡を使用し、100cmの地上げを行うところです。排水については地下浸透と自然流下です。作付予定は花卉です。

議長 担当委員の説明は終わりました。

報告番号3番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、以上で報告番号3番を終わります。

7ページをお開きください。次に、報告第3号「農地法第3条の規定による許可の取消願について」事務局の説明を求めます

事務局挙手

議長 事務局

事務局 （水落）議案朗読をもって説明。1件ございます。以上報告いたします。

議長 事務局の説明は終わりました。報告第3号について質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、以上で報告第3号を終わります。

議長 8ページをお開きください。次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局
事務局 (水落) 議案朗読をもって説明
議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
農業振興課挙手
議 長 農業振興課
農業振興課(柴山) 詳細について説明。ご審議方よろしく願います。
議 長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。
11ページをお開きください。次に、議案第2号「農用地移動適正化あっせん申し出(売渡)
について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお
願います。
事務局挙手
議 長 事務局
事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となり
ますよろしく願います。
議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の11番手島
委員、33番草場委員を指名いたします。
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号1番について、賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。
12ページをお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請につ
いて」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。
事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議 長 事務局
事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。18ページまで21件ございます。
ご審議方よろしく願います。
議 長 事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番手嶋委員。
5番挙手
議 長 5番手嶋委員
5番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、
議案書記載のとおりです。契約は交換。権利移転の理由は、あっせんによる交換です。農地
法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。
議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。5番手嶋委員。

5番挙手

議 長
5番

5番手嶋委員
(手嶋委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は交換。権利移転の理由は、あっせんによる交換です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。5番手嶋委員。

5番挙手

議 長
5番

5番手嶋委員
(手嶋委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与と売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望及び経営拡大、譲渡人は経営縮小及び離農。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。

15番挙手

議 長
15番

15番穴見委員
(穴見委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。

15番挙手

議 長
15番

15番穴見委員
(穴見委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は離農のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。

15番挙手

議長
15番

15番穴見委員

(穴見委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

次の、審議番号7番について、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。

議長交代：会長 → 副会長

議長

議長を交代しました。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番挙手

議長
19番

19番後藤委員

(後藤委員) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。

議長を会長と交代します。

議長交代：副会長 → 会長

議長

議長を交代しました。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。7番原野委員。

7番挙手

議長
7番

7番原野委員

(原野委員) 審議番号8番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人及び譲渡人は祖父から孫への贈与です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。
次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。3番田中委員。
3番挙手
- 議 長 3番田中委員
3番 (田中委員) 審議番号9番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は交換。権利移転の理由は、あっせんによる交換です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。
次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。3番田中委員。
3番挙手
- 議 長 3番田中委員
3番 (田中委員) 審議番号10番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は交換。権利移転の理由は、あっせんによる交換です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号10番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号10番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号10番は許可といたします。
次に、審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。11番手島委員。
11番挙手
- 議 長 11番手島委員
11番 (手島委員) 審議番号11番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号11番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号11番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号11番は許可といたします。
次に、審議番号12番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。
17番挙手
- 議 長 17番樋口委員
17番 (樋口委員) 審議番号12番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は耕作地の隣接地であり整理をしたいため、譲渡人は相手方の要望です。農地法第3条第2項には該当いたしません。

- ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号12番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
なければ、審議番号12番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号12番は許可といたします。
次に、審議番号13番について、担当委員の説明を求めます。10番手島委員。
10番挙手
- 議 長 10番手島委員
10番 （手島委員）審議番号13番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号13番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
なければ、審議番号13番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号13番は許可といたします。
次に、審議番号14番について、担当委員の説明を求めます。10番手島委員。
10番挙手
- 議 長 10番手島委員
10番 （手島委員）審議番号14番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号14番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
なければ、審議番号14番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号14番は許可といたします。
次に、審議番号15番について、担当委員の説明を求めます。14番櫻木委員。
14番挙手
- 議 長 14番櫻木委員
14番 （櫻木委員）審議番号15番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号15番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
なければ、審議番号15番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号15番は許可といたします。
次に、審議番号16番について、担当委員の説明を求めます。8番森部委員。
8番挙手

議 長 8番森部委員
8番 (森部委員) 審議番号16番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号16番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号16番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号16番は許可といたします。
次に、審議番号17番について、担当委員の説明を求めます。8番森部委員。

8番挙手

議 長 8番森部委員
8番 (森部委員) 審議番号17番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大望、譲渡人は相手方の要望です。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号17番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号17番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号17番は許可といたします。
次に、審議番号18番について、担当委員の説明を求めます。18番伊藤委員。

18番挙手

議 長 18番伊藤委員
18番 (伊藤委員) 審議番号18番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号18番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号18番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号18番は許可といたします。
次に、審議番号19番について、担当委員の説明を求めます。12番畑委員。

12番挙手

議 長 12番畑委員
12番 (畑委員) 審議番号19番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人及び譲渡人の相続整理のためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号19番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号19番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号19番は許可といたします。
次に、審議番号20番について、担当委員の説明を求めます。12番畑委員。
12番挙手
議 長 12番畑委員
12番 (畑委員) 審議番号20番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。
議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号20番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号20番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号20番は許可といたします。
次に、審議番号21番について、担当委員の説明を求めます。12番畑委員。
12番挙手
議 長 12番畑委員
12番 (畑委員) 審議番号21番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。
議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号21番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号21番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号21番は許可といたします。
- ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。
15時00分まで休憩します
14時41分休憩
15時00分再開。
- 議 長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
19ページをお開きください。次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議 長 事務局
事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。1件ございます。ご審議方よろしく願います。
議 長 事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。3番田中委員。
3番挙手
議 長 3番田中委員
3番 (田中委員) 審議番号1番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は貸露天駐車場及び貸露天資材置場の整備、転用の理由は毎年水害に遭うため、盛土したうえで駐車場・資材置場を整備し、役員を勤める会社に貸すものです。

なお、駐車場台数は8台、借受予定者は有限会社〇〇〇〇、一体開発する雑種地は277㎡です。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。

ご審議方よろしくお願いたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

20ページをお開きください。次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長

事務局

事務局

(川波) 議案朗読をもって説明。2件ございます。

ご審議方よろしくお願いたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。

審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。11番手島委員。

11番挙手

議 長

11番手島委員

11番

(手島委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天駐車場の整備、理由は、近隣に寺院〇〇〇があるが、門徒用駐車場が不足しているため整備するものです。なお、駐車場15台分及び一体開発する宅地412.07㎡の整備です。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、一体開発、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。

ご審議方よろしくお願いたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。13番田中委員。

13番挙手

議 長

13番田中委員

13番

(田中委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天駐車場の整備、理由は、隣地に調味料加工所を建設中だが、業務用駐車場が不足するため申請地に整備するものです。なお、駐車場1台分及び一体開発する宅地176.83㎡の整備です。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、一体開発、なお、始末書が添付されてあります。用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

- 全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
21ページをお開きください。
次に、議案第6号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議長 事務局
事務局 （岩切）審議番号1番から11番については、推進機構からの買入れです。審議番号12番から14番については、推進機構への売渡しです。以上、1番から14番までの各計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。
ご審議方よろしくお願いたします。
議長 事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号1番から14番までを一括とし、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
なければ、審議番号1番から14番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、議案第6号は承認とし市長へ通知いたします。
24ページをお開きください。次に、議案第7号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議長 事務局
事務局 （川波）議案朗読をもって説明。2件ございます。
ご審議方よろしくお願いたします。
議長 事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。7番原野委員
7番挙手
議長 7番原野委員
7番 （原野委員）審議番号1番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は都市計画用途区域内、第3種農地ですが、20年以上前から宅地課税されてあります。ご審議方よろしくお願いたします。
議長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。8番森部委員。
8番挙手
議長 8番森部委員
8番 （森部委員）審議番号2番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は農用地区域外、第1種農地ですが20年以上前から宅地課税されてあります。ご審議方よろしくお願いたします。
議長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
25ページをお開きください。次に、議案第8号「空き家に付属した農地の指定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくをお願いします。
議長 事務局の説明は終わりました。
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
14番挙手
議長 14番櫻木委員
14番 (櫻木委員) 申請人の年齢をお願いします。高齢なら農地の管理が大丈夫なのか不安があります。
事務局挙手
議長 事務局
事務局 (水落) 申請人は譲渡人に該当しますので、年齢は関係ないと思われます。
なお、買われる方が決定すれば3条申請で取扱うこととなります。

議長 14番櫻木委員よろしいですか。
14番挙手
議長 14番櫻木委員
14番 (櫻木委員) わかりました。
議長 他に、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号1番について承認することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 賛成の挙手。
全委員 賛成多数と認め、審議番号1番は承認とします。
議長 26ページをお開きください。次に、議案第9号「令和2年度活動計画の点検評価及び令和3年度活動計画の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明
議長 事務局の説明は終わりました。
本件について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、議案第9号は承認といたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:25)